資料１

袖ケ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について

１　条例制定の背景

近年、中国を中心としたアジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が海外において急速に高まっており、日本国内では資源とならないものも有価物として輸出されています。

市内には、複数の再生資源物の屋外保管を行う事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が存在し、主に再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭、再生資源物に付着する油の処理に関して市民等からの通報があり、周辺住民の生活環境等に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は、有価物として市場で取引されていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）の規制対象となる「廃棄物」に該当せず、規制することができません。その他の法令でも、再生資源物の屋外保管について直接規制することは難しい状況です。

再生資源物は、法令の規制対象となってはいないものの、屋外保管をする場合には、雨水による地下水等への影響や、豪雨、台風等の災害による危険も想定され、市民の不安を生じさせていることから、市民の生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に生活を送れるよう、その取扱いについて規制することが必要です。

さらに、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、国内における建物等の解体工事が停滞していますが、影響が緩和した後は、解体工事の増加等に伴う再生資源物の増加により、本市の地理的な要因からも本市への搬入等が予想されます。そのため、市民生活の安全や生活環境を保全するため、既存の屋外保管事業場のほか、新規の屋外保管事業場に対する規制が必要です。

積み上げられた再生資源物

事業場外への油の流出

２　条例等による規制の必要性について

（１）再生資源物の屋外保管の危険性

再生資源物は、市場等で取引される有価物であり、その性状等から、屋外保管では次のような危険性が高く、取扱いや保管等について規制することが必要です。

① 再生資源物は、冷蔵庫、エアコン、パソコン等の使用済機器等を含む雑多な品目が含まれており、中には発火のおそれがあるリチウムイオン電池等を屋外で保管している屋外保管事業場があります。

② 高く積み上げて保管されている屋外保管事業場があり、強風時等に崩落の危険があります。

③ 主に破砕され細かくなることから、強風時に飛散するリスクや、保管する場所に降った雨水が浸透する過程において汚染度の高い汚水が発生するリスクなどがあります。

（２）本市の地理的状況等

本市は、①首都圏の中でも土地の価格が安く、広い敷地が手に入ること、②輸出港（袖ケ浦港、木更津港、千葉港、横浜港等）までのアクセスが良いこと、③県内に成田空港があり、外国人の就労等に便利であることなどから、近年、再生資源物を扱う屋外保管事業場が増加しています。また、再生資源物は、関東地方だけでなく、東海・上越地方等からも搬入されています。

さらに、日本は世界でも主要な鉄スクラップの輸出国であり、これまでは中国や韓国が主要な輸出先でしたが、近年ではベトナムや台湾への輸出が増加し、今後はインドやバングラデシュ等において鉄スクラップ等の需要が増加することが見込まれ、再生資源物の輸出入の利便性が良い本市においては、既存の屋外保管事業場の拡大や新たな事業者の参入により、更なる環境の悪化が懸念されます。

出所：国土地理院

（３）生活環境への悪影響

屋外保管事業場をめぐる生活環境への悪影響は、主に次の３点であり、市民生活の安全や生活環境等が脅かされている状況にあります。

① 再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動です。また、作業時間を遵守せず、早朝や夜間にも作業を行っていることがあります。

② 保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭です。輸出できる大きさに金属を溶断する際に煙等が発生しています。

③ 再生資源物に付着する油の処理です。油水分離槽を設置せずに排水溝へ接続すると、油が河川に流出することになり、被害が発生したケースもあります。

（４）行政指導の現状

本市では、上記のような騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の発生を防止するため、事業者に対して行政指導を行ってきましたが、指導によって一時的に周辺環境への配慮をしても、その後再開されるなど、その繰り返しとなっている状況にあり、指導だけでは市民生活の安全や生活環境を保全することができないことから、条例等により、保管物の高さや保管場所の面積等への規制のほか、勧告、命令等を直接行うことができるようにする必要があります。

また、他の自治体においても同様の状況にあることから、条例の制定により対応している自治体があります。

３　再生資源物の種類

再生資源物は、使用を終了し、再生資源として収集された、鉄・非鉄金属スクラップ、雑品スクラップ等について、原材料として利用することができるものをいいます。

主な再生資源物

・鉄スクラップ：鉄筋、鉄骨等

・非鉄金属スクラップ：電線、配線、タイヤホイール等

・雑品スクラップ：廃家電、モーター、バッテリー等

※ 雑品スクラップとは、再生資源物にプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したものをいいます。

４　条例等に盛り込む規制等の主な内容

（１）目的【第１条関係】

屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とすることを定めます。

（２）再生資源物の定義【第２条関係】

条例で規制する「再生資源物」は、使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物とすることを定めます。

なお、廃棄物処理法で規定される「廃棄物」と「有害使用済機器」や、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例で規定される「自動車部品」については、廃棄物処理法等による規制を受けることから、条例による規制の対象とはしません。

（３）屋外保管事業者等の責務

条例では、屋外保管事業者等の責務、土地所有者の責務、市の責務について定めます。

ア　屋外保管事業者等の責務【第３条関係】

① 屋外保管事業者は、法令等に従い、屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならず、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。

② 屋外保管事業場を設置しようとする者は、その旨を土地所有者に説明しなければなりません。

③ 再生資源物を排出する者は、環境基準に適合しない再生資源物が、屋外保管されることのないよう努めなければなりません。

④ 再生資源物を運搬する者は、再生資源物の汚染状況を確認し、市民生活の安全や生活環境の保全上支障があるものを運搬することのないよう努めなければなりません。

イ　土地所有者の責務【第４条関係】

① 土地の所有者は、屋外保管事業場として、自らの土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全や生活環境の保全上、支障がないことを確認しなければなりません。

② 苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。

ウ　市の責務【第５条関係】

市は、関係行政機関等と連携し、市民生活の安全や生活環境の保全に努めるものとします。

（４）屋外保管事業場の許可等【第６条関係】

屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる条件を満たした上で、設置する屋外保管事業場ごとに、申請書及びその添付書類を提出し、市長の許可を受けなければならないことを定めます。ただし、屋外保管事業場の敷地面積が１００平方メートルを超えない場合や、本来の業務に付随して一時的に屋外保管を行う場合、他の法令（使用済自動車の再資源化等に関する法律等）により許可等を受けている場合には、許可を受ける必要がありません。

① 屋外保管事業場を設置しようとする者は、欠格要件（破産して復権を得ていない者、禁錮以上の刑の執行から５年を経過していない者等）に該当せず、かつ、袖ケ浦市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないことが必要です。

② 許可の有効期間は、５年間とし、許可の更新を受けなければ、その効力を失います。

～ 敷地面積の規制の考え方 ～

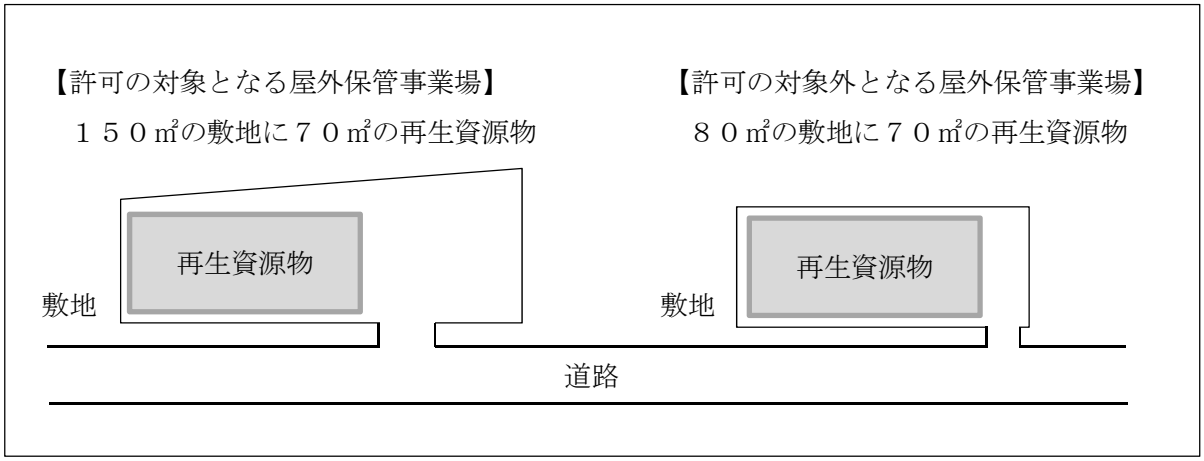

（５）事前協議【第７条関係】

屋外保管事業場の許可等を申請しようとする者は、許可の申請前に、当該屋外保管事業場の計画について、市長と協議しなければならないことを定めます。

（６）住民説明会の開催等【第８条関係】

屋外保管事業場の許可の申請をしようとする者は、周辺住民等に対して、説明会を開催し、事業計画の概要等を説明しなければならないことを定めます。屋外保管事業場を拡大する場合も同様とします。

また、規則において、「周辺住民等」として、①屋外保管事業場から３００メートル以内に居住する者、②事業者、③屋外保管事業場が存する地区の自治会長等を定めます。

（７）屋外保管事業場における保管基準【第９条関係】

屋外保管事業者は、周辺住民の安全に配慮した再生資源物の適正保管を示すため、次に掲げる保管基準を満たさなければならないことを定めます。

ア　１００平方メートル以上の屋外保管事業場に適用される基準

・屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

・外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

イ　全ての屋外保管事業場に適用される基準

（ア）屋外保管の場所から再生資源物や汚水により市民生活の安全や生活環境の保全上、悪影響を及ぼすことのないよう、次に掲げる措置を講じなければなりません。

① 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

② 屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規則で定める高さ（上限５メートル）を超えないようにすること。

③ 屋外保管事業場において、騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

④ 再生資源物の保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料（コンクリート等）で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

⑤ 害虫が発生しないよう必要な措置を講ずること。

（イ）屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、規則で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければなりません。

【規則で定める措置】

① 再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して保管すること。

② 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲で適正に回収して保管すること。

③ 再生資源物の保管単位の面積を、１か所当たり２００平方メートル以下とすること。

④ 隣接する再生資源物の保管単位の間隔は、２メートル以上とすること（間に仕切りが設けられている場合を除く。）。

ウ　適用除外

屋外保管されている再生資源物が、袖ケ浦市火災予防条例に規定する指定可燃物である場合には、保管基準については、この条例の基準ではなく、袖ケ浦市火災予防条例の基準が適用されます。

エ　工業専用地域における屋外保管事業場の特例

工業専用地域は、工場の利便を増進するために定める地域であり、住宅、学校、保育園等の建築物の用途制限があることから、袖ケ浦市環境条例の規定による環境保全に関する協定を締結し、その中で火災の発生又は延焼を防止する措置等を講じることにより、①再生資源物の高さ（上限５メートル）、②保管単位の面積（２００平方メートル以下）、③保管の間隔（２メートル以上）について、保管基準の規定に代えることができることの特例を設けます。

～ 保管の高さのイメージ ～

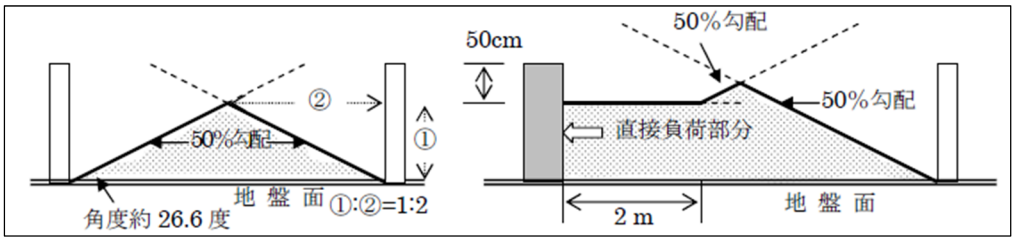

～ 保管の間隔のイメージ ～

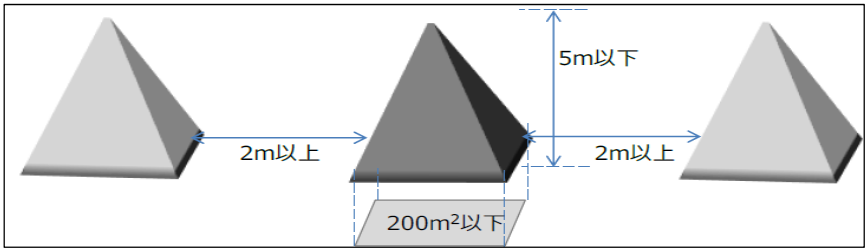

～ コンクリート舗装のイメージ ～

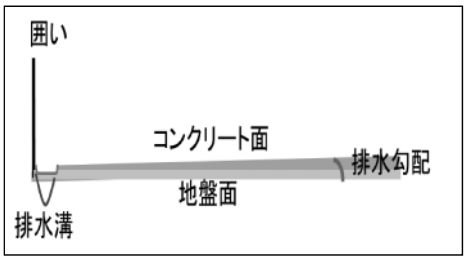

～ 油分離装置のイメージ ～

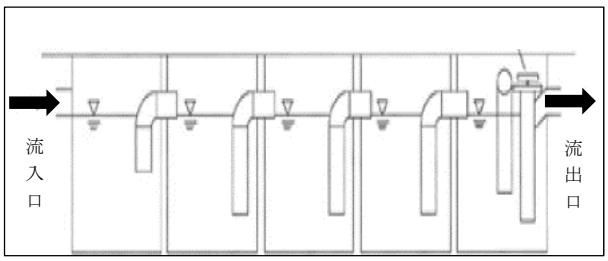

出所：有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（平成３０年３月、環境省）、外

（８）屋外保管事業場の立地基準【第１０条関係】

屋外保管事業場の場所は、操業に伴う市民生活の安全や生活環境を保全するため、住宅、学校、保育園等から１００メートル以上、離れた場所でなければならないことを定めます。

（９）水質検査及び土壌検査の報告【第１１条関係】

許可を受けた屋外保管事業者（以下「許可屋外保管事業場設置者」といいます。）は、市民生活の安全や生活環境を保全するため、定期的に、水質検査や土壌検査を実施し、その結果を市長に報告しなければならないことを定めます。

また、規則において、３か月に一度の水質検査や土壌検査が必要となることを定めます。

（１０）記録及び閲覧【第１２条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、再生資源物の出所から売り先までを明確にするため、再生資源物の受け取りや、引き渡しをしたときは、再生資源物の品目、数量等の記録を作成するとともに、５年間保存しなければならないことを定めます。

また、屋外保管に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて、閲覧させなければならないことを定めます。

（１１）変更の許可等【第１３条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならないことを定めます。なお、軽微な内容の変更や屋外保管を廃止する場合には、届出が必要となります。

また、許可に係る事項とは、事業場を拡大する場合や、構造基準を変更する場合等をいいます。

（１２）名義貸しの禁止【第１４条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって、他人に許可に係る屋外保管事業場を使用させてはならないことを定めます。

（１３）屋外保管事業場の譲受け等【第１５条関係】

許可屋外保管事業場設置者から、許可を受けた屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けをする者は、市長の許可を受けなければならないことを定めます。

（１４）法人の合併及び分割【第１６条関係】

許可屋外保管事業場設置者が法人の合併及び分割する場合において、市長が認めるときは、その地位を承継することを定めます。この場合には、市長に届出をしなければなりません。

（１５）相続【第１７条関係】

許可屋外保管事業場設置者について、相続があったときは、相続人はその地位を承継することを定めます。この場合においては、市長に届出をしなければなりません。

（１６）許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令【第１８条関係】

許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令について、次のように定めます。

ア　市長は、次のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対して、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨を勧告することができることを定めます。

① 保管基準や立地基準に適合しなくなったとき。

② この条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対してこの条例に違反する行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

③ 許可に付した条件に違反したとき。

イ　市長は、許可屋外保管事業場設置者が勧告によっても是正されない場合や、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障が生じているときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができることを定めます。

なお、命令に従わない場合には、許可屋外保管事業場設置者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めます。

（１７）許可の取消し【第１９条関係】

許可屋外保管事業場設置者に対する許可の取消しについて、次のように定めます。

ア　市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業場の許可を取り消さなければならないことを定めます。

① 禁錮以上の刑に処せられ、５年を経過しない者

② 罰金の刑に処せられ、５年を経過しない者

③ 許可屋外保管事業場設置者の行為が、違反行為に該当し、情状が特に重いとき。

④ 不正の手段により屋外保管事業場の許可等を受けたとき。

イ　市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業場の許可を取り消すことができることを定めます。

① 水質検査及び地質検査の報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。

② 屋外保管事業場が保管基準又は立地基準に適合しなくなったとき。

③ 許可に付した条件に違反したとき。

（１８）報告の徴収【第２０条関係】

市長は、この条例の施行に必要な限度で、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物を運搬する事業を行う者に対し、必要な報告を求めることができるようにすることを定めます。

（１９）立入検査【第２１条関係】

市長は、この条例の施行に必要な限度で、屋外保管事業場に市職員が立ち入り、事業者や関係者に対し、質問や帳簿等を検査することができることを定めます。

（２０）勧告及び命令【第２２条関係】

屋外保管事業者に対する勧告及び命令について、次のように定めます。

ア　市長は、屋外保管事業者がこの条例の規定に違反したと認めるときは、必要な措置をとることを勧告することができることを定めます。

① 保管基準や立地基準等に適合しないとき。

② この条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対してこの条例に違反する行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ　市長は、屋外保管事業者が市長の勧告によっても是正されない場合や、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障が生じているときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができることを定めます。

なお、命令に従わない場合には、屋外保管事業者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めます。

（２１）公表【第２３条関係】

市長は、屋外保管事業者や許可屋外保管事業場設置者に対して、命令によっても違反した行為が是正されなければ、事業者名、命令の内容等を公表することができることを定めます。ただし、公表に当たっては、あらかじめ意見を述べる機会を設けます。

（２２）事故時の措置【第２４条関係】

屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災や事故により市民生活の安全や生活環境の保全において支障が生じるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況や講じた措置の内容を市長に届け出なければならないことを定めます。

（２３）許可等に関する意見聴取【第２５条関係】

市長は、警察との連携を図り、暴力団関係者の有無を調査するため、許可をしようとする場合は千葉県警察本部長の意見を聴くものとし、許可を取り消そうとする場合は意見を聴くことができることを定めます。

（２４）関係行政機関等への照会等【第２６条関係】

市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関や関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができることを定めます。

（２５）手数料【第２７条関係】

屋外保管事業場の許可等を受けようとする者は、申請の際に、審査手数料を納めなければならないことを定めます。なお、申請時に徴収した手数料については、その後に申請の取り下げ等があっても還付しません。

許可申請の項目	手数料
屋外保管事業場の設置の許可の申請	１件につき　５３，０００円
屋外保管事業場の設置の更新の許可の申請	１件につき　４９，０００円
屋外保管事業場の変更の許可の申請	１件につき　４４，０００円
屋外保管事業場の譲受け等の許可の申請	１件につき　１８，０００円
法人の合併又は分割の承認の申請	１件につき　１８，０００円

（２６）適用除外【第２８条関係】

次に掲げる事業者は、条例の規定の適用を受けないことを定めます。

① 廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が、当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において屋外保管を行う場合（廃棄物処理法の許可等を受けた者、家電リサイクル法又は小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者等）

② 国、都道府県又は市町村が屋外保管を行う場合

（２７）委任【第２９条関係】

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

（２８）罰則【第３０条～第３３条関係】

罰則については、条例の実効性を担保するため、法令や先進自治体の条例との均衡を考慮して定めます。また、法人の代表者等に対しても罰金刑（両罰規定）を定めます。

（２９）附則（既存の屋外保管事業場に対する規制）【附則第２項～附則第１０項関係】

次のとおり、既存の屋外保管事業場に対しても規制することを定めます。

ア　届出義務

この条例の施行の際、現に市内に存在する屋外保管事業場のうち、１００平方メートル以上の敷地面積に設置している事業者（以下「従前の屋外保管事業者」といいます。）については、①この条例の施行後、令和５年４月３０日までに従前の屋外保管事業者である旨を市長に届出（既存の屋外保管事業場に係る届出書、再生資源物の品目・数量等の管理台帳）をするとともに、②この条例の施行後、令和５年６月３０日までにその他の必要な事項の届出（既存の屋外保管事業場に係る構造等届出書）をしなければなりません。

また、市長は、届出のあった屋外保管事業場に対して検査を行います。屋外保管事業者は、当該屋外保管事業場が届出の内容に適合していると認められる必要があります。

なお、これらの届出をした屋外保管事業者は、この条例の施行日に許可を受けたものとみなされます。その後は、許可期間が終了する度に、許可更新の申請を行い、改めて許可を受けなければなりません。

イ　保管基準

既存の屋外保管事業場は、この条例の施行後、令和５年６月３０日までに、屋外保管事業場の保管基準を満たさなければなりません。

ウ　立地基準

既存の屋外保管事業場は、住宅等の敷地からの距離が１００メートル未満であっても、この条例の施行後にその住宅等の敷地から１００メートル以上、離れた場所に移設することは極めて困難であることから、立地基準は適用しません。

エ　周知義務

従前の屋外保管事業者は、この条例の施行後、令和５年６月３０日までに、周辺の居住者、地主、家主等に対して文書を配布するなどの方法により事業者の氏名、住所、事業場の面積等を周知し、更にその結果を文書で市長に報告しなければなりません。

オ　再生資源物の取引に関する記録の作成及び保存義務

従前の屋外保管事業者は、この条例の施行後、令和５年４月３０日までに、現に保管している再生資源物に関する記録を作成し、５年間保存しなければなりません。

（３０）附則（施行前の準備）【附則第１１項関係】

この条例を施行するために必要な規則の制定や事前協議及びこれらに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることを定めます。

５　条例の施行日

令和４年１１月招集議会に条例案を上程し、令和５年４月１日の施行を予定しています。